

杉並区公示第175号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び杉並区特別区税条例（昭和39年杉並区条例41号）第6条の規定に基づき、下記のとおり公示送達をします。

なお、送達すべき書類は杉並区区民生活部課税課に保管しているため、納税義務者からの申し出があれば、いつでも交付します。

令和8年5月29日

杉並区長 岸本聡子

記

- 1 送達を受けるべき者  
別紙「公示送達者一覧」のとおり



